

山陽小野田市総合計画

<参考資料>

基本計画 たたき台

(現状課題・施策体系)

平成18年8月

山陽小野田市

目 次

◆総合計画施策体系	1
-----------------	---

基本目標Ⅰ：暮らしの安心・安全を守るまちづくり

1 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	9
2 高齢者、障害者が安心して自立できる環境づくり	13
3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備	18
4 市民の安全な暮らしの確保	20

基本目標Ⅱ：市民が主役のまちづくり

5 市民が主役の地域づくり	26
6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成	29
7 効率的で、健全な行財政基盤づくり	31

基本目標Ⅲ：うるおいのある快適なまちづくり

8 自然環境の保全と活用	34
9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	37
10 資源循環型社会のまちづくり	43
11 活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり	45

基本目標Ⅳ：にぎわいと活力にみちたまちづくり

12 多様な働く場の確保	50
13 魅力と活力ある産業の振興	52

基本目標Ⅴ：人が輝く心豊かなまちづくり

14 個性を伸ばし、意欲ある人づくり	59
15 家庭や地域社会の教育力の向上	62
16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	64

山陽小野田市 総合計画施策体系

基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ	
I	①	暮らしの安心・安全を守るまちづくり				
		安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり				
		次世代育成支援の充実				9
		1	1	地域子育て支援体制の充実		
			2	家庭における子育て支援		
			3	子育て負担の軽減		
			4	児童の健全育成		
		仕事と子育ての両立支援				10
		2	1	多様な保育サービスの充実		
			2	放課後児童対策の充実		
			3	児童福祉施設の充実		
			4	子育て世帯にやさしい労働環境の充実		
		ひとり親家庭の支援の充実				11
		3	1	相談機能等の充実		
			2	自立支援の充実		
		母子保健対策の充実				12
	4	1	母子保健サービスの充実			
		2	母子医療体制の整備			
	②	高齢者、障害者が安心して自立できる環境づくり				
		高齢者福祉の充実				13
		1	1	健康、生きがい支援と社会参加の促進		
			2	在宅福祉サービスの充実		
			3	高齢者福祉施設の整備・調整		
			4	各種高齢者健康施策の企画・実施		
		介護サービスの充実				14
		2	1	介護予防・地域支援の推進		
			2	介護サービス供給体制の充実		
			3	認知症高齢者対策の推進		
			4	介護保険財政の健全運営		
		障害者福祉の充実				15
3		1	地域生活の支援			
		2	日中活動の充実			
		3	社会参加の促進			
		4	バリアフリー環境の整備			
地域福祉の充実				16		
4	1	地域福祉推進体制の整備・充実				
	2	福祉意識の醸成				
	3	地域福祉活動の促進				
	4	福祉人材の養成・確保				
社会保障の充実				17		
5	1	低所得者福祉の充実				
	2	国民健康保険の充実				
	3	国民年金の充実				
③	生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備					
	健康づくりの推進				18	
	1	1	地域ぐるみの健康づくりの推進			
		2	保健サービスの充実			
		3	介護予防の推進			
	地域医療の充実				19	
	2	1	地域医療体制の強化			
		2	市民病院の機能強化と経営健全化の推進			
3		保健・医療・福祉の連携強化				
4		新病院の建設				

基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ
				暮らしの安心・安全を守るまちづくり	
	④			市民の安全な暮らしの確保	
				消防体制の充実	20
		1	1	火災の予防	
			2	消防力の充実・強化	
		2		救急・救助体制の充実	21
			1	救急体制の充実	
			2	救助体制の充実	
		3		防災体制の充実	22
			1	防災に対する意識の高揚	
			2	防災体制の充実	
			3	地域防災力の向上	
			4	公共施設の耐震強化	
		4		市域保全の充実	23
			1	海岸の保全	
			2	河川の保全	
			3	山地の保全	
			4	低地の保全	
		5		交通安全と治安の確保	24
			1	交通安全意識の普及	
			2	交通安全施設の整備	
			3	地域防犯対策の推進	
		6		消費者の保護と意識啓発	25
			1	消費者教育・情報提供の推進	
			2	消費者安全の確保	

基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ		
II	⑤	市民が主役のまちづくり					
		市民が主役の地域づくり					
		地域コミュニティの振興				26	
		1	1	コミュニティ活動の活性化支援			
			2	地域イベント・行事の活性化			
		市民活動の活性化				27	
		2	1	ボランティア・NPO等の育成			
			2	市民活動センターの整備			
		市民と行政の協働のまちづくり				28	
		3	1	市民参加の機会づくり			
			2	広報・広聴機能の充実			
			3	市政情報公開の推進			
	4		市民と行政との協働体制の整備				
	⑥	人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成					
		人権尊重のまちづくりの推進				29	
		1	1	人権尊重思想の普及・啓発			
			2	人権擁護活動の推進			
			3	人権教育支援体制等の整備・充実			
			4	人権教育指導者の養成			
			5	人権教育の学習機会の充実			
		男女共同参画社会の形成				30	
		2	1	男女共同参画社会システムの充実			
			2	社会活動への参画支援			
		⑦	効率的で、健全な行財政基盤づくり				
			効率的な行政運営の推進				31
	1		1	行政改革の推進			
			2	組織・機構の見直し、定員管理の適正化			
			3	行政サービスの充実			
			4	電子自治体の形成			
			5	職員研修の充実			
	財政運営の健全化				32		
	2		1	財政の効率的運営			
			2	自主財源の確保			
3			公営企業の経営健全化				
広域連携の強化				33			
3	1		広域行政の推進				
	2		関係市町間の連携強化				

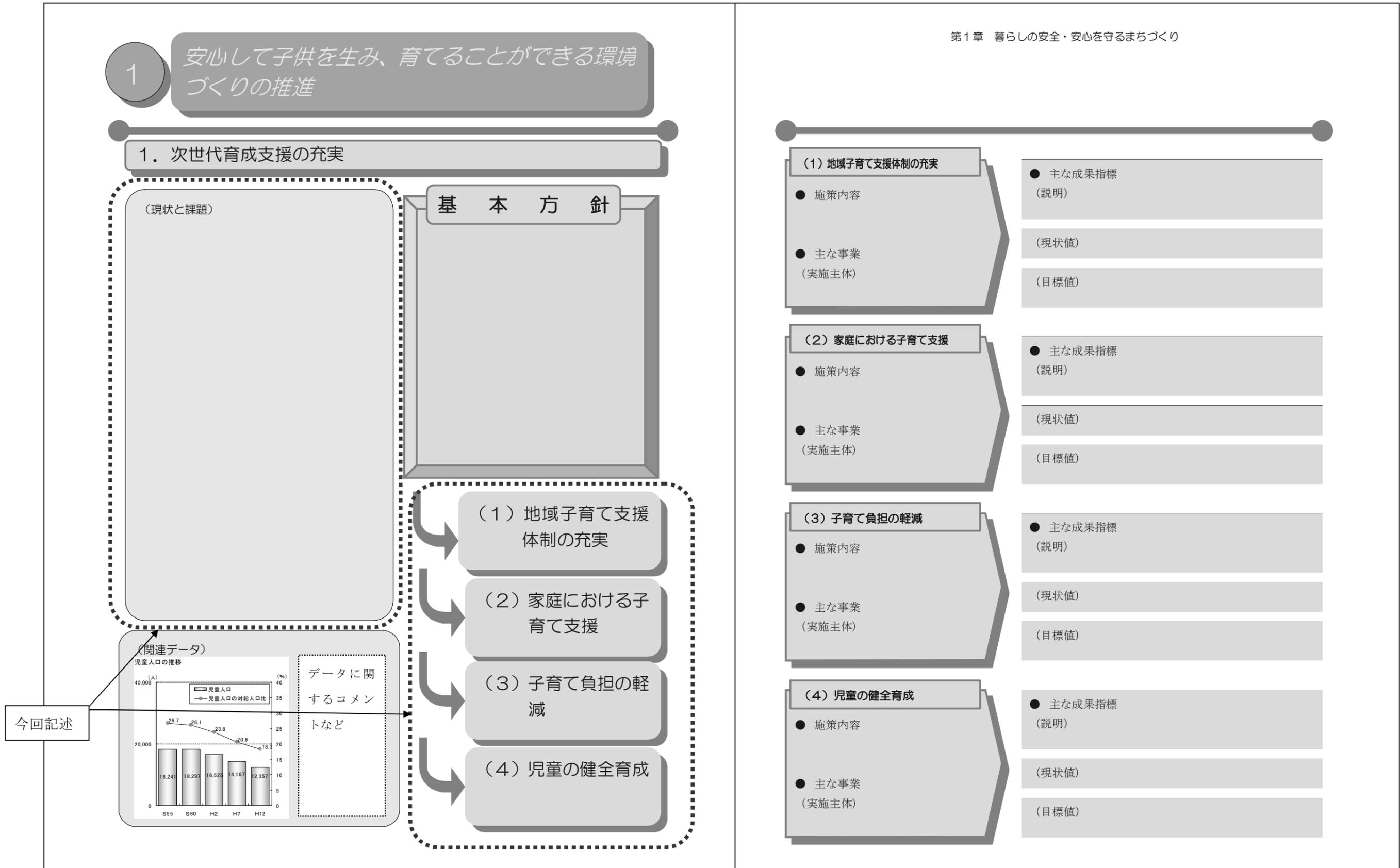
基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ	
Ⅲ	⑧	うるおいのある快適なまちづくり				
		自然環境の保全と活用				
		1	自然環境保全意識の高揚		34	
			1	環境教育の推進		
		2	自然とのふれあいの場の確保			
		2	自然環境の保全と適正利用			35
			1	荒廃森林・耕作放棄地の再生		
			2	美しい農山漁村景観の形成		
			3	市民の森や市民農園の整備		
		4	洪水防止空間、地球温暖化防止空間の形成			
		3	環境保全対策の推進			36
			1	環境監視等の推進		
	2		公害の未然防止対策の推進			
	3		地球環境問題への取り組み			
	4	総合的な環境管理の推進				
	⑨	誰もが快適に暮らせるまちづくり				
		住環境の整備			37	
		1	1 総合的な住宅政策の展開			
			2 定住を促す良好な住宅の供給促進			
			3 高齢者対応住宅の普及			
			4 市営住宅の適正な管理と建替の推進			
			5 住まいづくりの推進体制づくり			
		2	公園・緑地の整備・保全			38
			1	都市公園の整備・管理		
			2	緑地の保全		
		3	緑化の推進			
		3	上水道の整備			39
			1	安全でおいしい水の確保		
		2	供給体制の充実			
		4	下水道の整備			40
			1	公共下水道の整備		
			2	農業集落排水の整備		
		3	浄化槽整備の推進			
		5	生活交通網の充実			41
			1	生活道路の整備		
		2	公共交通機関の利用促進			
		6	美しいふるさと景観づくり			42
			1	景観に対する意識の高揚		
		2	地域の個性ある景観の形成			
	⑩	資源循環型社会のまちづくり				
		省資源・循環型ライフスタイルへの転換			43	
		1	1 リサイクル型社会の推進			
			2 省資源・省エネルギー対策の推進			
			3 新エネルギー対策の推進			
			4 循環型社会形成の推進			
		2	環境衛生の向上			44
			1 一般廃棄物処理体制の充実			
			2 し尿処理体制の充実			
			3 産業廃棄物処理対策の促進			
	4 斎場・霊園の整備					
5	環境美化の推進					
⑪	活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり					
	適正な土地利用の推進			45		
	1	1 適正な土地利用の推進				
		2 市街地の整備				
		3 地籍調査の推進				
		4 住居表示区域の拡大				
	2	広域交通体系の整備			46	
		1	高速交通体系の整備			
		2	広域交通網の整備			
	3	都市計画道路網の整備				
	3	港湾整備の推進			47	
		1	開港指定の推進			
	2	港湾施設の整備促進				
	4	高度情報化への対応			48	
		1	地域情報基盤の整備			
2	情報学習機会の充実					
5	国際交流・地域間交流の推進			49		
	1	地域間交流の推進				
2	国際交流の推進					

基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ	
IV	⑫	にぎわいと活力にみちたまちづくり				
		多様な働く場の確保				
		1	産・学・公連携による新産業の創出			50
			1	産・学・公連携の推進		
			2	新産業創出の仕組みづくり		
			3	資金支援の推進		
		4	経営指導等の推進			
		2	労働環境の向上			51
			1	雇用の安定と確保		
			2	職業能力開発の促進		
			3	勤労者対策の充実		
		⑬	魅力と活力ある産業の振興			
	1		工業の振興			52
			1	企業誘致の推進		
			2	既存企業の内発促進		
			3	工業振興支援の充実		
			4	経営指導等の推進		
			5	工業用水の確保		
	2		商業・サービス業の活性化			53
			1	既存商店街の再生		
	2		商業振興支援の充実			
	3		農業の振興			54
			1	農業の基盤整備		
			2	安定した農業生産の確保と担い手の育成		
			3	地産地消の推進		
			4	環境と調和した農業の推進と交流の推進		
			5	畜産業の振興		
	4		林業の振興			55
1			環境と調和した林業の育成と交流の促進			
2			担い手の確保			
3	林産物の生産振興					
5	水産業の振興			56		
	1		栽培漁業と資源管理の推進			
	2		担い手の育成			
	3		生産基盤の整備			
	4	交流の場づくり				
5	内水面漁業の振興					
6	地場流通の推進			57		
	1	地方卸売市場の充実				
2	魚市場の充実					
7	観光・交流の振興			58		
	1	観光・交流資源の整備・充実				
	2	情報発信・誘客体制の強化・充実				
3	特産品等の振興					

基本 目標	大項目 番号	中項目 番号	小項目 番号	施策名	ページ	
V	⑭	人が輝く心豊かなまちづくり				
		個性を伸ばし、意欲ある人づくり				
		1	幼児教育の充実			59
			1	幼児教育の振興		
		2	義務教育の充実			60
			1	教育環境の整備		
			2	教育内容・方法の充実		
			3	学校給食の充実		
			4	学校保健・体育の充実		
			5	学校安全教育の充実		
		3	高等学校・高等教育機関との連携・活用			61
			1	高等学校との連携		
			2	高等教育機関との連携・活用		
		⑮	家庭や地域社会の教育力の向上			
	1		社会教育の充実			62
			1	推進体制の充実		
			2	社会教育施設の充実		
			2	社会教育活動の充実		
	2		青少年の健全育成			63
			1	青少年健全育成事業の推進		
			2	家庭・地域の教育力の充実と連携		
		3	青少年相談と非行防止活動の推進			
	⑯	多彩な芸術文化とスポーツの振興				
		1	芸術文化の振興			64
			1	芸術文化を育む環境づくり		
		2	スポーツ・レクリエーションの振興			65
			1	スポーツ施設の充実		
2			スポーツ・レクリエーション活動の推進			
3			文化財の保護・活用			66
		1	文化財の保護・継承			
		2	文化財の活用			

◆基本計画のイメージ

基本計画については、各中項目の施策ごとに次のようなイメージにて取りまとめる予定です。
今回はたたき台として、「現況と課題」と小項目にあたる「施策名」を整理しています。



1

安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

1 次世代育成支援の充実

(現状と課題)

本市の児童人口（0～17歳）の推移をみると、昭和55年をピークに一貫して減少しており、平成18年4月1日現在、11,759人で、昭和55年の18,241人より6,482人、率にして35.5%減少しています。このことは、今後の山陽小野田市の持続的な発展に向けて、大きな危惧となるものであり、「地域の財宝」である子供を生み増やすため、平成17年度に策定した「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進は重要な課題となっています。

近年、核家族化の進行、地域社会の連帯感の希薄化などにより家庭や地域における子育て機能が低下しています。特に、在宅の子育て家庭において子育てに対する不安や悩みを抱えたまま孤立化する母親が増加しており、母子の健康確保が憂慮されています。そこで、各種相談窓口の充実を図るとともに、きめ細かな家庭訪問事業により不安定な母親を精神的に支援していくことが必要です。また、子育て支援の中核施設となる保育園・幼稚園等が、その機能を十分に発揮するとともに、子育ての知恵や技能を在宅の子育て家庭にも還元できるよう努め、関係機関相互の連携強化を図りながら、社会全体で子育て世帯を支援する体制の整備が重要となっています。



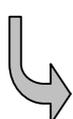
(1) 地域子育て支援体制の充実



(2) 家庭における子育て支援



(3) 子育て負担の軽減



(4) 児童の健全育成

(関連データ)



2 仕事と子育ての両立支援

(現状と課題)

近年の厳しい雇用環境を背景として、仕事と子育ての両立支援は、少子化対策の中軸をなすものとしてますます重要となっています。

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増大や就労形態の変化に伴い保育園・幼稚園における保育需用は増大しており、待機児童の解消に努めるとともに、延長保育や一時保育、乳幼児保育など、多様な保育サービスの充実・拡大が求められています。

同様に放課後における児童の保育は、堅調な需要があるうえ、昨今、児童の登下校中の安全確保が懸念される中、引き続き保育時間の延長ほか事業の充実が必要です。

また、児童の健全育成のための拠点施設である児童館について、空白地区における設置を検討するとともに、地域との交流や異世代間の交流活動等を通して、事業の充実に取り組むことが必要です。

さらに、子育て世帯に配慮した就業環境の整備も重要な課題です。男性の子育て参加を促進するとともに、労働時間の短縮やフレックスタイム制度、育児・介護休暇制度の導入など市内事業所に対する普及啓発活動に取り組むことが必要です。

(1)多様な保育サービスの充実

(2)放課後児童対策の充実

(3)児童福祉施設の充実

(4)子育て世帯にやさしい労働環境の充実

(関連データ)

3 ひとり親家庭の支援の充実

(現状と課題)

近年、離婚率が漸増傾向にあり、母子あるいは父子と言ったひとり親家庭が年々増加しています。

このような家庭は、親一人が就労し、子どもの養育等すべてを担うことになるため、日常生活における負担が重くなっています。

特に、母子家庭は、一般的に経済的基盤が脆弱なため、子育てと仕事の両立にあたって様々な問題を抱えており、不安定な状況にあると言えます。

一方、父子家庭は就業率が高く、比較的経済的には安定していますが、近年の厳しい雇用環境を背景として、生活に困窮する世帯が増大しています。

このため、安定した経済的基盤の確保に努めるとともに、子どもの健全育成を図るため、相談・指導活動の充実を図り、実態に即した生活支援や経済的自立支援策の効果的な活用を促進することが求められています。

(1) 相談機能等の充実

(2) 自立支援の充実

(関連データ)

4 母子保健対策の充実

(現状と課題)

近年における核家族化や都市化の進行により、育児経験者から親としての知識を得る機会が少なくなるとともに、地域社会の連帯感の希薄化等により子育て家庭の孤立化が進み、育児不安や子育てに関する悩みを抱える家庭が多くなっています。

また、女性の職場進出に伴い、妊娠中または出産後も働き続ける女性の健康管理が重要になっています。

本市は、平成9年度より、母子保健事業が県より移譲され、妊娠、出産から育児にいたるまでの一貫した母子保健サービスを提供し、生涯の健康の基礎づくりを推進してきました。

今後は、育児に不安をもつ母親が増えている現在、保健センター等を拠点に、子どもの発達相談、育児不安に対する相談機能の充実が求められ、相談や乳幼児健康診査等で発見される要フォロー児の事後指導を充実させる必要があります。

また、休日小児科診療については、本市の急患診療所に対応していますが、夜間は広域圏の宇部市休日夜間救急診療所に対応しています。

さらに、山陽市民病院では、医師不足から廃止となる診療科もあるなど、安心して出産し、子育てできる母子医療体制の整備が重要となっています。

(1)母子保健サービスの充実

(2)母子医療体制の整備

(関連データ)

2

高齢者、障害者が安心して自立できる環境づくり

1 高齢者福祉の充実

(現状と課題)

本市の高齢化率は、平成 17 年現在、23.9%で、平成 22 年には 26.2%に増加すると予測され、全国平均より早く本格的な高齢社会を迎えています。

平均寿命の伸びや医療の充実などを背景に、多くの元気な高齢者を中心として、文化・スポーツ活動やボランティア活動など様々な分野の社会活動への参加意欲が高まり、地域社会においても高齢者が豊富な知識や経験、技術を活かして積極的な役割を果たすことが求められています。

本市では、高齢者の各種講座の開催、健康増進を目的としたスポーツ活動等を推進してきました。今後とも、高齢者が地域社会の中で生きがいを持って生活できる環境づくりとともに、介護予防のための健康づくりが重要な課題となっています。

また、平成 18 年に地域包括支援センターを設置し、介護保険認定された比較的軽度な高齢者に対して、心身の機能を維持改善し、できる限り自立した生活を目指すため適切なサービスの利用計画の策定や調整を行う必要があります。また、高齢者の実態把握や高齢者への虐待の対応や相談などにも積極的な取組みが求められます。



(1) 健康、生きがい支援と社会参加の促進



(2) 在宅福祉サービスの充実



(3) 高齢者福祉施設の整備・調整



(4) 各種高齢者健康施策の企画・実施

(関連データ)



2 介護サービスの充実

(現状と課題)

平成12年4月よりスタートした介護保険制度も、施行から数年が経過し、新たな課題が生まれています。

在宅ケアの基盤が充実しておらず、重度になるほど在宅生活の維持が困難で、依然として「施設志向」が強いこと、在宅と施設の利用者負担の不均衡の問題があることなど様々な課題が指摘されています。

特に平成27年には、定年退職した団塊の世代が高齢期(65歳)に到達し、急速な高齢化の時代を迎えます。

また、独居の高齢世帯が一般高齢世帯の約3分の1に達するとともに、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれます。

こうした新たな課題に対応するため、平成17年に、介護保険制度の見直しが進められ、平成18年から施行されました。

本市では、新たな介護保険制度の下、高齢者の自立支援を促進し、平成27年に向けた介護基盤の整備を図るため、要支援・要介護状態になる前に介護予防を推進するとともに、認知症高齢者等の増加に対応し住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な日常生活圏域で提供される地域密着型サービスの整備が重要な課題となっています。

(1) 介護予防・地域支援の推進

(2) 介護サービス供給体制の充実

(3) 認知症高齢者対策の推進

(4) 介護保険財政の健全運営

(関連データ)

3 障害者福祉の充実

(現状と課題)

平成15年4月から支援費制度が施行されましたが、サービス利用が急速に拡大し、現状のままでは制度の維持が困難になりました。

その結果、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から施行されることになりました。

「障害者自立支援法」による障害者施策の特徴は、「障害者が家と施設から出て、安心して暮らすことができる地域社会の実現」が目指されています。

本市では、障害者の地域での自立した生活を支援するため、保健医療・福祉だけでなく、就労、教育、住まいなどを含め、幅広く自立と社会参加を進める観点から、バリアフリー環境の整備を図りながら、自立訓練等を通じて施設入所・入院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労等への移行を促進することが重要な課題となっています。

(1) 地域生活の支援

(2) 日中活動の充実

(3) 社会参加の促進

(4) バリアフリー環境
の整備

(関連データ)

4 地域福祉の充実

(現状と課題)

近年の子育てや介護などの福祉課題が家族だけでは解決できない事態に対応するため、国では、社会福祉の基礎構造改革が進められ、平成12年の「社会福祉法」の改正により、これからの社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」が掲げられました。

その結果、従来の「公的機関や民間事業者を担い手とする福祉」だけでなく、「地域住民やボランティアを福祉の担い手とする地域福祉」の重視へと転換されました。

本市では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と両輪で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりが求められます。

このため、民間事業者等による公的なサービスと地域住民等の支え合い・助け合いによるサポートとの連携を図りながら、子育て家庭、高齢者、障害者を支える地域包括ケア体制の整備が重要となっています。

また、地域福祉推進の総合的、包括的な機能を持った総合福祉会館の建設を推進するとともに、各小学校区の老朽化した福祉会館は整備・建替の検討が求められます。

地域福祉のもう一つの要である社会福祉協議会の基盤を強化し、地域住民の助け合い・支え合いのネットワークづくりの促進が必要です。

(1) 地域福祉推進体制の整備・充実

(2) 福祉意識の醸成

(3) 地域福祉活動の促進

(4) 福祉人材の養成・確保

(関連データ)

5 社会保障の充実

(現状と課題)

生活保護世帯は、近年の景気低迷による失業、疾病、離婚等により増加傾向にあります。

このため、低所得者に対する相談機能を強化するとともに、各種の更生資金制度や自立に向けた制度を活用し、生活保護の適正実施を図る必要があります。

また、医療保険制度を取巻く環境は、急速な高齢化の進展等に伴う医療費の増加などにより、深刻な状況にあり、国においては医療保険制度の抜本的な改革を進めています。本市の国民健康保険においても、県により高医療費指定市町村の準指定を受け、国保財政は非常に厳しい状況にあります。このことから、国保安定化計画を策定し、被保険者の健康維持増進を図ることで、中・長期的な健全財政を継続することが求められています。

一方、国民年金においても、少子高齢化の進行により、世代間の負担と給付の均衡を維持することが困難な状況になりつつあります。今後は、社会保険事務所等との連携・協力を努め、未加入者の防止や保険料納付を促進し、市民の年金受給権を確保していく必要があります。

(1) 低所得者福祉の充実

(2) 国民健康保険の充実

(3) 国民年金の充実

(関連データ)

1 健康づくりの推進

(現状と課題)

急速な高齢化、生活習慣病など慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、また、克服間近と思われていた結核などが再び問題化するなど、保健を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、本市における死因の上位は、がん・心疾患・脳血管疾患で全体の6割を占めています。これらの疾病は、日常の生活習慣との深いかかわりが確認され、三大生活習慣病と言われています。

また、国民健康保険の医療費が高く、高医療費指定市町村の準指定となっている本市において、生活習慣病の克服は極めて重要な課題です。

増加している生活習慣病を予防するには、「自分の健康は自らが創る」という意識を定着させ、健康は一人ひとりの日常生活の中で培われるものであることを基本に、生涯を通じた健康づくりが求められます。

今後は、市民各層の参加を得て、健康づくりを市民運動として展開し、市民一人ひとりが「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがい」の5つを柱にして、健康づくりのための条件整備などを図る必要があります。

(1) 地域ぐるみの健康づくりの推進

(2) 保健サービスの充実

(3) 介護予防の推進

(関連データ)

2 地域医療の充実

(現状と課題)

本市では、現在、地元の病院や医院を中心とした初期の診断・治療の一次医療、地域の中核病院である市民病院を中心とした一般的な入院・治療の二次医療の供給体制が採られ、高度・特殊な医療の三次医療体制は、山口大学附属病院が担っています。

今後、一次医療体制は、プライマリーケア（初期医療）に立脚し、かかりつけ医機能の強化を図って、病診連携など医療施設間の機能分担と連携の強化が必要です。

市民病院は、現在、小野田と山陽の2病院があり、両院とも老朽化が著しく、特に山陽市民病院では、医師不足も加わって、患者の病院離れが進行しています。今後は、地域の公的病院として施設・設備の充実や機能強化と経営健全化に努めるとともに、病院事業の効率化を図るため、両院の統合・建替が必要です。

救急医療は、医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と小児科休日急患診療所や救急告示病院などの一次救急医療体制、広域圏の病院群輪番制による二次救急医療に対応しています。

今後とも、医師会、消防署など関係機関の協力・連携を図りながら、救急医療体制の確立に努め、地域医療の充実を図る必要があります。

(1) 地域医療体制の強化

(2) 市民病院の機能強化と経営健全化の推進

(3) 保健・医療・福祉の連携強化

(4) 新病院の建設

(関連データ)

1 消防体制の充実

(現状と課題)

本市の過去5年間の平均火災件数は43件で、横ばい状態で推移しています。

しかし、近年の都市化の進展や社会経済情勢の変遷等を背景に、危険物施設や特定防火対象物も年々増加するとともに、高齢化の進行や生活様式の多様化などにより火災発生危険性の増大しています。また、石油コンビナート等特別防災区域を持つ地域の特殊性もあります。

こうした状況に備え消防力の充実強化に努めてきましたが、大規模災害に対しては十分とはいえず、消防車両等の更新整備が必要であるとともに、電波法の改正により平成27年度までに移行しなければならない消防・救急無線のデジタル化の広域化、共同化が求められています。

また、消防庁舎については、山陽消防庁舎の老朽化への早急な対応と署所の統廃合など消防体制の組織再編が課題となっています。一方、火災予防対策は、高齢者等の災害時要援護者を火災から守るため、一般住宅への住宅火災警報器設置を推進し、さらに大震災など災害時に備え、防災リーダーを養成して地域の自主防災組織及び事業所自衛防災組織の育成強化を図るとともに、防火水槽、消火栓を増強設置し、市内の消防水利の充実が必要となっています。

(1) 火災の予防

(2) 消防力の充実・強化

(関連データ)

2 救急・救助体制の充実

(現状と課題)

平成 17 年の本市の救急出動件数は 2,793 件で、一日平均 7.7 件、管内人口の 24 人に 1 人が救急隊により搬送される状態です。

このような状況の中にあつて、救急活動は、今や市民の安全・安心な生活に不可欠な行政サービスとして定着しており、最近の社会的な関心の高い救命率の向上を含めた救急高度化への期待が高まっています。

このため、救急救命士により気管挿管や薬剤投与などの救急救命処置が実施できるよう、資格取得のための研修が早急に必要となっています。

また、心肺機能停止患者の救命率の向上を図るためには、救急車到着までの間、現場に居合わせた市民の手当が最も重要であることから、AED（除細動）機器の設置を促進するとともに、市民に対する救命講習会の実施が求められます。

一方、建築物の高層化、高速道路網の整備により増加傾向にある救助活動についても、資器材の整備を進めるとともに、地震災害や水難、化学、毒劇物事故等にも対応できる救助隊員の高度な技術修得が必要となっています。

(1) 救急体制の充実

(2) 救助体制の充実

(関連データ)

3 防災体制の充実

(現状と課題)

本市は、瀬戸内海に面し、沿岸域一帯はほとんどが干拓地であるため、過去より市街地の浸水災害は多くあり、高潮、波浪などによって海岸、河川堤防が決壊し、大災害を被った経験もあります。

また、市内には、土石流、地すべり、急傾斜地、老朽ため池など多くの危険箇所があります。

このため、本市における防災対策は、河川改修、海岸保全、下水道の整備などに加えて、市内危険箇所の改修を順次実施してきました。

しかし、災害は予期せぬ時にやってくるため、災害の未然防止策のみでなく、災害時の応急対策等を想定し、訓練し続けていかなければなりません。

このため、地域防災計画を策定し、平常時から防災関係機関との連携を強化するとともに、災害情報をいち早く市民に伝えるため防災情報システムの充実が必要です。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を図り、ハザードマップ（洪水・高潮避難地図）等を活用した自主的な防災訓練が必要です。

さらに、古い公共施設には耐震強度の不足している建築物があるため、その対策を図る必要があります。

(1) 防災に対する意識の高揚

(2) 防災体制の充実

(3) 地域防災力の向上

(4) 公共施設の耐震強化

(関連データ)

4 市域保全の充実

(現状と課題)

本市の海岸保全は、高潮対策事業等を通じて保全施設を整備してきましたが、津布田地区においては、まだ十分な整備が進んでおらず、今後早急な事業化が必要となっています。

また、本市には、2級河川の有帆川、厚狭川をはじめ、多くの河川があり、改修・補強等を行ってきていますが、厚狭川は、高潮対策事業が立ち遅れ、その早期完成が急務です。また、前場川、糸根川の早急な整備も望まれています。

市内には、がけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害危険箇所がありますので、今後とも災害の発生が懸念される危険箇所について対策工事を実施していく必要があります。

本市は、市街地の大半が干拓地で低地が多く、大雨等での市街地の浸水が発生しやすい状況にあり、低地での排水対策が必要となっています。特に高千帆地区などでは排水機場等の整備が必要となっています。

(1) 海岸の保全

(2) 河川の保全

(3) 山地の保全

(4) 低地の保全

(関連データ)

5 交通安全と治安の確保

(現状と課題)

本市は、交通動脈としての国道2号のほか、国道190号や国道316号など主要幹線が通っていることから交通量が多く、危険なカーブの存在や歩道、通学路、横断歩道等が未整備な箇所もあります。

一方、国道2号厚狭・埴生バイパスや小野田湾岸道路の整備によって、市街地内への大型車両の通過が減少し、交通量が緩和されることが期待されます。

平成17年現在、交通事故発生件数は、412件で、平成13年の515件より103件減少しています。

今後は、危険なカーブの存在や歩道などの未整備な箇所を中心に、交通安全施設の整備が必要です。

また、高齢化が進むことから高齢者に対する安全教育とともに、児童生徒に対する安全教育と通学路の整備が求められます。

さらに、不審者など地域住民の不安要因を解消するため、防犯灯の設置など犯罪に強い生活環境の整備を促進するとともに、地域ごとに子供の見守り組織が発足している中、地域住民団体の連携強化などにより防犯対策の充実を図る必要があります。

(1)交通安全意識の普及

(2)交通安全施設の整備

(3)地域防犯対策の推進

(関連データ)

6 消費者の保護と意識啓発

(現状と課題)

近年、市民生活が豊かになるに伴い、多種多様な商品が出回るようになりましたが、反面、電話勧誘、家庭訪問販売などによる悪質商法が知能化、巧妙化しつつあります。

このような状況下、本市では、くらしの相談員や商品量目監視員による情報の収集のほか、相談体制の強化、広報による意識啓発、消費者団体の支援などを行っています。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、若者をねらったデパート商法や高齢者をねらった悪徳商法などのトラブルが発生しており、より一層、消費者保護に向けた活動を強化するとともに、消費者自らが必要な知識を習得し、自主的に行動することが必要になっています。

今後の課題としては、増加する消費生活相談に対応するため、窓口の相談体制の一層の強化及び「自立した消費者」へ向けての意識啓発の強化を図るとともに、安全・安心な商品の選択力の養成、環境に配慮した購買態度の啓発や実践活動等も必要になっています。

(1) 消費者教育・情報提供の推進

(2) 消費者安全の確保

(関連データ)

1 地域コミュニティの振興

(現状と課題)

都市化や核家族化の進展といった社会環境の変化に伴い、地域で暮らす住民同士の連帯意識の希薄化、世代間の断絶、住民相互の意識の相違といった現象が強まり、市民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。

しかしながら、反面、ふれあいとうるおいのある地域づくりやふるさとづくりが叫ばれ、地域の中でまちづくりについて協議するような動きが生まれています。

本市では、ふるさとづくり推進協議会の活動支援や研修事業に対して補助金を交付したり、備品の貸し出しを行っています。

今後、このようなふるさとづくりやまちづくり、地域イベント・行事の活性化を通じて地域コミュニティの振興を図り、各自自治会を核に住民同士がお互いに支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動等を行うコミュニティ体制づくりが重要となっています。

(1) コミュニティ活動の活性化支援

(2) 地域イベント・行事の活性化

(関連データ)

2 市民活動の活性化

(現状と課題)

市内には、アダプトプログラムをはじめ、住民自身が自ら住むまちの魅力や誇りを大切に、まちづくりに参加するという気運が高まり、様々な市民ボランティア活動やNPO法人が生まれています。

市民ボランティア活動については、これまで社会福祉協議会が事実上主管し、行政内では、各課がそれぞれ関係団体を把握している状態で、市としての総合的な窓口はありませんでした。

このため、市全体としてそれらのボランティア組織や活動内容を十分把握できていませんでした。

また、ボランティア組織相互の情報交流や一般市民へのボランティア活動の情報提供も十分ではありませんでした。

今後は、市民主体の地方自治の実現に向け、市民ボランティアの総合窓口を設け、「地域の役に立ちたい、力になりたい」という市民の気持ちを受け止めることのできる環境づくりを行い、ボランティア組織の把握・活動支援、一般市民への情報提供などを行うとともに、活動・交流の拠点となる市民活動センターの整備が必要となっています。

(1) ボランティア・NPO等の育成

(2) 市民活動センターの整備

(関連データ)

3 市民と行政の協働のまちづくり

(現状と課題)

少子高齢化の進行、経済のグローバル化による産業の空洞化など社会経済環境の変化により、国も地方自治体も非常に厳しい財政状況にあり、多様化する住民のニーズや地域の課題に応えるには行政だけで全て対応するには困難となっています。

一方、地域の課題を自ら解決しようという、市民の自主的・自発的な活動が次第に活発になり、従来の行政主導による行政運営のあり方を見直すことが求められています。

本市では、市民の行政参画として政策の企画段階から住民が参加できる体制づくりに取り組み「まちづくり市民会議」の設置、市民とのコミュニケーションを深める場としての「対話の日」の開催、市職員が講師として地域に出向いて市の現状や課題について説明する「出前講座」の開設、市政の状況を説明する「市政説明会」の開催などを行ってきました。さらに、市民への説明責任を果たし、行政運営の透明性・公正性を確保するため、住民投票制度、パブリックコメント制度の導入を図りました。

今後は、市民と行政が対等・平等の関係で、適切な役割分担で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、これらの広報・広聴活動をさらに充実するとともに、その役割分担を明確にするなど住民自治の基本理念・原則を定めた条例の制定を検討することが求められています。

(1)市民参加の機会づくり

(2)広報・広聴機能の充実

(3)市政情報公開の推進

(4)市民と行政の協働体制の整備

(関連データ)

1 人権尊重のまちづくりの推進

(現状と課題)

人権尊重に関する取り組みとして、国では平成12年12月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、重要課題にあげられている、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対するいじめのない偏見や差別の解消に取り組んでいます。

近年では、差別的取り扱い、いじめ、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力）など表面化しにくい人権侵害が多くなっています。

本市では、学校教育・社会教育において、すべての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の教育を図るために、人権教育を推進しています。

また、人権侵害の事案に対しては、人権擁護委員の活動や県の専門機関との連携のもとで被害者救済の取り組みを行っています。

今後は、学校・家庭・地域・職場等様々な場を通じて、差別や偏見のない人権尊重の社会を築くため、人権教育を推進していく上で、支援体制の整備、指導者の養成、学習機会の充実、人権啓発の推進に取り組む必要があります。

(関連データ)

(1)人権尊重思想の普及・啓発

(2)人権擁護活動の推進

(3)人権教育支援体制等の整備・充実

(4)人権教育指導者の養成

(5)人権教育の学習機会の充実

2 男女共同参画社会の形成

(現状と課題)

近年、女性の能力発揮に対する社会的な要請が強まり、国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定、平成 17 年 12 月に「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が閣議決定されました。

特に女性の社会進出が進み、就業者の増加をはじめとして環境問題等様々な市民活動に取り組む女性も増えてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることと併せて、女性の社会進出を支援する仕組み等の未整備により、家事・育児・介護を理由に就業や活動を中断する女性が多くみられます。

一方、男性も仕事中心の生き方のために、地域とのかかわりや家庭における家事・育児等へのかかわりが少ない状況です。

本市では、啓発事業として「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」募集事業を実施して全国に向けて情報発信を行うとともに、平成 18 年度に「男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、「男女共同参画プラン」を着実に実施して人権尊重の観点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、家庭・地域・職場などのあらゆる場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備が求められます。

(1)男女共同参画社会システムの充実

(2)社会活動への参画支援

(関連データ)

1 効率的な行政運営の推進

(現状と課題)

少子高齢化の進行により、介護サービスなど新たな行政ニーズに対応するための予算が増大する一方で、税収の伸び悩み、地方交付税の縮減など、地方自治体は厳しい財政運営を迫られています。

また、地方分権の推進により、自主財源の確保と効率的な行財政運営による自主的・自立的な自治体運営が求められています。

本市は年少人口の減少と高齢人口の増加傾向が顕著であり、さらに合併により市域が拡大し、地域間格差、重複施設、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあります。

このため、中長期的な行政改革の指針となる「行政改革大綱」を着実に実施して、施設の統廃合・民間委託・指定管理者制度の導入・定員適正化による簡素な組織機構の実現を図る必要があります。また、住民票、戸籍などの窓口関連業務や文書管理など内部行政事務の電子化・システム化に取り組み、電子申請に対応した電子自治体の形成を図ることも必要です。さらには、行政評価制度の導入など住民ニーズに迅速かつ的確に対応する効果的・効率的な行財政運営の確立を図るとともに、それらを実現するための人材育成を推進するため、職員研修体制の一層の充実・強化を図る必要があります。

(関連データ)

(1) 行政改革の推進

(2) 組織・機構の見直し、定員管理の適正化

(3) 行政サービスの充実

(4) 電子自治体の形成

(5) 職員研修の充実

2 財政運営の健全化

(現状と課題)

少子高齢化による人口減少時代を迎える一方、財源不足による厳しい財政状況に直面しています。

健全な財政運営を図るため、民間委託、指定管理者制度の導入による経常的な歳出の抑制、固定資産税の適正な課税や滞納情報管理システムの導入等による自主財源の確保、使用料・手数料の適正化などが求められます。

また、行政評価システムを導入することにより、事業の進行管理を行い、政策目標の達成に向けての進捗事業収支改善計画を策定して具体的な健全化策を推進する状況を常に確認し、事務事業の選択・見直し等を行なうことによって、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図ることが必要です。

病院事業においては、将来構想を策定するとともに、病院事業健全化計画による具体的な健全化策を推進することが必要です。また、オートレース事業においては、事業収支改善計画による健全化策を推進するとともに、民間活力を導入することも必要です。

(1) 財政の効率的運営

(2) 自主財源の確保

(3) 公営企業の経営健全化

(関連データ)

3 広域連携の強化

(現状と課題)

現在の社会経済情勢は、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展や高速交通体系の整備に伴う生活圏や経済活動の広域化により急激に変化しています。

このような背景のもとに、市民のニーズは高度化、多様化し、限られた財源の範囲で、すべてのニーズに対応することは困難です。このため、市域を超える広域的な取り組みによって、圏域内の住民がそれぞれの市町の機能を享受できる仕組みづくりを進める必要があります。

本市は、このような仕組みとして宇部小野田広域市町村圏振興整備協議会を設立し、広域行政を推進してきました。

また、平成18年には広域圏を含む近隣の5市によって、環境分野における相互連携に関する協定を行いました。

今後も道州制など更なる広域連携を見据えて、広域圏を超えた市町間交流を促進し、情報交換を行いながら、医療システム、高齢者や障害者施設、観光などの分野において共同事業を検討していく必要があります。

(1) 広域行政の推進

(2) 関係市町間の連携強化

(関連データ)

1 自然環境保全意識の高揚

(現状と課題)

本市は、市街地を取り囲むように、森林・里山・農地・ため池・湖・河川・海など優れた自然環境に包まれています。

これらの自然は、多様な野生生物の生息場所となっていますが、都市化の進展に伴い、年々損なわれています。

豊かな自然は一度姿を変えると元に戻すことは非常に困難であること、人間も自然界の一員で、人と自然のかかわりの中で、人間生活に有形無形の恵みをもたらしていることなどについて理解や認識を深めるなど、自然環境保全意識の醸成が必要になっています。

豊かな自然を将来にわたって大切に守り育てていくためには、森林・里山に限らず、農地・河川・ため池・湖・海を、多種多様な野生生物が生息可能な空間(ビオトープ)として保全するとともに、自然とのふれあいの場として整備する必要があります。

今後、子どもから大人まで多くの人々が自然に関心を持ち、自然を大切にする意識を高めていく環境教育学習を進めて自然環境保全活動を推進するとともに、自然を生かしたレクリエーション施設等の整備を図ることが重要です。

(1) 環境教育の推進

(2) 自然とのあれあいの場の確保

(関連データ)

2 自然環境の保全と適正利用

(現状と課題)

本市の自然環境は、主に産業としての農林業によって守り育てられてきました。

ところが、近年、過疎化が進む中山間地域や平地農村において、農林業従事者の減少や高齢化の進行により、荒廃森林・耕作放棄地が増加しています。

本市の自然環境を維持・保全するためにも、中山間地域等直接支払交付金制度や農地・水・環境保全向上対策事業、やまぐち森林づくり県民税等を活用し、これらの荒廃森林・耕作放棄地の再生、適正な利用を図る必要があります。

現在、森林・農地は、次のような観点からその再生が求められています。

- ① 森林・農地を美しい農山村景観の景観形成要素として着目し、ふるさと景観づくりの観点からの再生を期待
- ② 森林・農地の持つ人間に対する癒し機能に着目し、市民の森、市民農園としての再生を期待
- ③ 森林・農地が持つ環境保全機能に着目し、洪水防止空間、地球温暖化防止空間としての再生を期待

今後は、森林・農地の持つこれらの機能を生かして、ふるさと景観づくり、市民の森や市民農園、洪水防止空間、地球温暖化防止空間の観点から荒廃森林、耕作放棄地の再生を図ることが考えられます。

(1) 荒廃森林・耕作放棄地の再生

(2) 美しい農山漁村景観の形成

(3) 市民の森や市民農園の整備

(4) 洪水防止空間、地球温暖化防止空間の形成

(関連データ)

3 環境保全対策の推進

(現状と課題)

今日の環境問題は、工場等に起因するいわゆる産業型公害のみならず、近隣の騒音・振動・悪臭や生活雑排水、自動車排ガスなどに起因する都市・生活型公害、さらには地球温暖化など地球規模の環境問題など、複雑・多様化しています。

本市の場合、産業型公害については環境保全協定の締結などによる規制の強化、環境審議会を中心とする指導体制の充実などにより概ね良好な状況です。

しかし、都市・生活型公害は、都市化の進展や生活様式の多様化といった社会状況の変化もあって顕著になり、引き続き取り組んでいくとともに、ダイオキシン等有害化学物質による新たな環境汚染についても対策が求められます。

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題は、今後一層深刻化することが懸念され、環境への負荷の少ない経済社会システムへの転換を図っていくことが必要となっています。

今後は、発生源の調査や環境監視等の調査分析体制の整備・充実にとどまらず、市民や事業者、行政などすべての主体の役割分担のもと、環境問題の解決に向けて、自ら考え、行動する推進体制づくりが求められます。

(1) 環境監視等の推進

(2) 公害の未然防止対策の推進

(3) 地球環境問題への取り組み

(4) 総合的な環境管理の推進

(関連データ)

1 住環境の整備

(現状と課題)

本市の住宅の状況は、住宅の所有関係を見ると、持家が71%前後で鈍化しているのに対して、民営借家は増加傾向にあります。

本市では、既成市街地における木造住宅の老朽化や狭隘道路の多さなど基盤整備が立ち遅れ、新市街地における宅地開発の推進によって良好な住環境の形成が求められています。

本市は、少子高齢化による人口減少社会の進行を阻止するため、良好な住環境を備えた宅地の供給を推進し、若者・団塊世代のUJIターン者など人口増加の確保、定住化を促進する必要があります。

また、高齢化に伴う高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加に対応し、住まいのバリアフリー化と福祉サービスを統合した高齢者向け賃貸住宅の供給促進が必要です。

市営住宅の管理戸数は1,489戸で、50%が老朽化しています。このため、市営住宅の計画的な建替を推進するとともに、より強化した住宅管理の推進が求められます。

今後は、地域に密着した、きめ細かい住宅対策を推進するため、行政と民間の協働による推進体制づくりが重要です。

(関連データ)

(1) 総合的な住宅政策の展開

(2) 定住を促す良好な宅地の供給推進

(3) 高齢者対応住宅の普及

(4) 市営住宅の適正な管理と建替の推進

(5) 住まいづくりの推進体制づくり

2 公園・緑地の整備・保全

(現状と課題)

近年、環境問題に対する関心の高まりや生活にゆとりや豊かさを求める意識の高まりなどから、自然とのふれあいに対する市民ニーズが増大し、住むことにゆとり、うるおい、快適性を実感できる生活環境づくりが以前にも増して強く求められます。

このような中、本市は、江汐公園、竜王山公園、物見山公園、緩衝緑地など大規模公園を有し、人口1人当たりの公園面積は、全国的にも高い水準にあります。

一方、街区公園など身近な公園の整備を求める地域もあり、身近な公園の未整備地区の解消とともに、今後は開設公園の適正な管理と運営を図り、利用者の安全性や快適性の向上を図る必要があります。

また、山林、里山などの貴重な自然環境の保全に加えて、道路、河川など公共公益施設や市街地の大半を占める民有地の緑化を積極的に進め、市民、企業、行政などが一体となった市民参加による緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 都市公園の整備・管理

(2) 緑地の保全

(3) 緑化の推進

(関連データ)

3 上水道の整備

(現状と課題)

上水道は、市民の生命と生活を守る基盤施設であり、将来にわたって安全でおいしい水の供給が図れる体制づくりが求められています。

本市の水道水の供給は、小野田地区が昭和6年より、山陽地区が昭和27年より開始され、平成17年度末において給水人口は67,322人、水道の普及率は99.21%となっています。

現在では、全般的に水道施設の老朽化が進んでいるため、長期的な視野に立ち計画的に老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、災害等の非常時に対応できる水道施設の構築が必要となっています。

また、安全でおいしい水の確保を図るため、水源からの安定した原水の取水や、浄水処理能力の維持向上を図ることが必要です。併せて、水質基準の高度化に対応するため、水質検査体制の整備が求められています。

その一方で、水道サービス水準の安定的な維持と向上を図るため、施設整備と財源確保のバランスが図れるよう財政基盤の充実が求められます。

(1)安全でおいしい水の確保

(2)供給体制の充実

(関連データ)

4 下水道の整備

(現状と課題)

下水道は、居住周辺環境の保全、トイレの水洗化といった市民の生活環境の改善につながるのみならず、河川、海などの公共用水域の水質を保全するための重要な施設です。

本市の公共下水道の普及率は、平成 16 年度末現在、40.6%で、全国平均 68.1%、県平均 52.1%に比べて大きく遅れをとっています。

今後は厳しい財政状況の中、水洗化の要望の強い地域を優先的に整備するなど、投資効果に着目した管網整備計画を立て、住民への周知、理解の徹底により水洗化率の向上を図り、使用料収益を高めることが必要です。

また、市街地における浸水地域の解消を図るため、ポンプ場や雨水渠の整備が求められます。これらの整備については莫大な費用を要するため、土地利用状況の推移や浸水の頻度等を勘案した上で事業化の時期を見定める必要があります。

一方、公共下水道事業の全体計画区域外においては、農業集落排水事業、認可区域外においては浄化槽設置整備事業により生活排水対策を推進することが必要です。

(1) 公共下水道の整備

(2) 農業集落排水の整備

(3) 浄化槽整備の推進

(関連データ)

5 生活交通網の充実

(現状と課題)

市内には、364 路線の市道や多くの生活道路があり、舗装率は高いものの、幅員が狭く見通しが悪い、歩道が設置されていないなど、多くの課題を残しています。

また、市道は、国道・県道等の幹線道路と居住地を連絡するための補助的な役割を担っており、幹線道路の整備に合わせた市道整備も必要となっています。

今後、少子高齢化の進展など新たな社会変化に対応するには、高齢者や障害者を含めた人にやさしい道づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた市道整備が求められます。

鉄道では、JR山陽本線、小野田線、美祢線があり、11 駅がありますが、乗降客数は減少傾向にあります。JR小野田駅や厚狭駅の南北を連絡する通路などを整備することによって利用者の増加を図ることが必要となっています。

バス路線は、民間3社により運行されていますが、マイカーの普及により利用者は年々減少し、公的補助により路線を存続させているのが現状です。

今後は、子どもや高齢者など交通弱者が安心して外出できるよう利用者ニーズに応じた路線や運行時間の見直しを行い、利用者の増加を図っていく必要があります。

(1) 生活道路の整備

(2) 公共交通機関の利用促進

(関連データ)

6 美しいふるさとと景観づくり

(現状と課題)

近年、市民の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しい街並みや良好な景観に対する意識も高まってきました。

平成16年6月、わが国の景観に関する総合的な法律として景観法が成立し、地方自治体は、景観行政に対して強制力を含めた法的な根拠と税・財政上の支援を与えられました。

これによって、本市においても県との協議・同意により景観行政団体となり、地域住民等と協働しながら、景観計画の策定や景観計画に基づく行為の規制が可能になります。

今後は、「市民一人ひとりがまちづくりの主演であり、地域社会の共有財産である美しい街並みや良好な景観は自分たちで造る」という景観形成に対する意識の高揚を図る必要があります。また、景観に対するあらゆる施策の展開は、様々な利害を調整しながら時間をかけて進めるものであり、息長く取り組むことが重要です。

(1)景観形成に対する意識の高揚

(2)地域の個性ある景観の形成

(関連データ)

1 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

(現状と課題)

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムの中で、資源やエネルギーを限りなく浪費し、便利さや快適さを過度に求めてきた生活も、今や大きな転換を迫られていると言えます。

省資源・資源循環の観点から、市民一人ひとりが、適正購入、減量化、再使用、再資源化という環境への負荷の少ない4つのライフスタイルを確立し、ごみの排出ゼロを目指す必要があります。

また、省資源・省エネルギーに配慮した地域づくりとして、ごみ焼却施設等の廃熱の活用や公共工事から発生する建設廃材の再生利用などについて検討が求められます。

今後、循環型社会の構築に向けて、公共施設や個人住宅、中小企業等に対して地域の再生可能なエネルギー資源として太陽光、風力、バイオマス（植物資源）などの環境にやさしい新エネルギーの導入の検討が必要となっています。

(1)リサイクル型社会の推進

(2)省資源・省エネルギー対策の推進

(3)新エネルギー対策の推進

(4)循環型社会形成の推進

(関連データ)

2 環境衛生の向上

(現状と課題)

ごみの減量化、再資源化が進展しているものの、ごみの内容が多種多様化し、処理対策が複雑性を増しています。

本市では、ごみの分別収集とリサイクル化に取り組んでいます。

ごみ処理施設である環境衛生センターは老朽化が進み、更新の必要があります。また、プラスチック容器包装について分別収集し、再資源化を図るため、ストックヤード、圧縮設備の整備が求められています。

し尿については小野田・楠清掃施設組合、山陽浄化センターで処理されていますが、両施設ともに老朽化し、今後の下水道の進展と浄化槽の増加に対応し、し尿・浄化槽汚泥の処理が可能な汚泥再生センターへの転換が必要になっています。

産業廃棄物処理施設についても、県と十分な連携を取りながら適切な指導、確保に努めていく必要があります。

斎場については、小野田・山陽地区の両施設は老朽化が進み、団塊の世代の高齢化により将来的には火葬件数の増加が予想されるため、施設整備について検討する必要があります。

また、墓地については、現在、小野田霊園、東墓地公園、南墓地公園がありますが、墓地建設の要望もあり、これからの墓地需用を調査し、検討する必要があります。

(1) 一般廃棄物処理体制の充実

(2) し尿処理体制の充実

(3) 産業廃棄物処理対策の促進

(4) 斎場・霊園の整備

(関連データ)

(5) 環境美化の推進

1 適正な土地利用の推進

(現状と課題)

本市の総面積は 132.99k m²で、土地利用としては山林・里山が最も多く、次いで農地、宅地の順になっています。

都市地域は、本市全域の都市計画区域のうち、2,726ha の区域に用途地域を定め、良好な市街地の形成と住居、商業、工業などの適正な配置の誘導を図っています。しかし、近年の宅地開発は、用途地域外にも頻繁に行なわれていることから、快適な生活環境と適正な土地利用を図るため、各種施策を講じる必要があります。また、農業地域は、用途地域との調整に留意しつつ、優良農地の保全・確保が必要です。

今後は、従来の人増加を見込んだ市街地拡大から、人口減少に見合う市街地規模の維持といった土地利用の転換が必要となっています。

また、高齢化社会の到来に伴う徒歩圏内の市街地形成（コンパクトシティ）が求められており、JR厚狭駅、小野田駅周辺の市街地整備を行い、都市核の形成を図る必要があります。

地籍調査の未実施地域においては、地籍の明確化のため、引き続き地籍調査に取り組む必要があります。

また、市民生活の便宜の向上とともに、行政・公益事業の効率化を図るため、住居表示区域の拡大が必要となっています。

(1) 適正な土地利用の推進

(2) 市街地の整備

(3) 地籍調査の推進

(4) 住居表示区域の拡大

(関連データ)

2 広域交通体系の整備

(現状と課題)

本市にかかる高速交通の拠点としては、道路では山陽自動車道宇部下関線の小野田 I C、埴生 I C、鉄道では J R 新幹線厚狭駅、空港では隣接する宇部市に山口宇部空港があり、広域的な交通基盤が整ったまちとしてその拠点性が高まっています。

今後は、さらなる充実を図るため、山陽自動車道宇部下関線の全線 4 車線化及び山口南 I C までの延伸が望まれます。

広域交通網については、事業中の県道小野田山陽線、小野田湾岸道路の早期完成と地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路の全線の事業化が望まれます。

都市計画道路網については、広域幹線道路や高速交通拠点との連絡により、円滑で安全な交通を確保するとともに、良好な市街地の形成が図れるよう、長期未着手道路等を含めて道路網の見直しを行う必要があります。

(1) 高速交通体系の整備

(2) 広域交通網の整備

(3) 都市計画道路網の整備

(関連データ)

3 港湾整備の推進

(現状と課題)

小野田港は古くから石炭、セメント、石灰石等の取扱を主とする工業港として発展してきました。昭和35年に重要港湾に指定され、企業立地の進展とともに港勢も拡大してきました。

しかし、エネルギー革命に伴う石炭産業の衰退により、港勢が停滞することもありましたが、企業誘致の推進、既存企業の体質強化や設備増強など地域経済の活性化に取り組み、再び港勢は拡大に向かいました。

本港の背後地域である宇部・山陽小野田地域においては、高速交通体系整備が進み、これに伴う産業の集積等、今後の更なる発展が期待されています。

近年の船舶の大型化や増大する港湾貨物に対応するため、昭和62年度から外貿ふ頭としての-10m岸壁とこれに伴う航路、泊地、防波堤等の整備を進めてきましたが、航路、泊地は暫定水深による供用のままで国の直轄事業が休止となりました。

近年では航路に土砂が堆積して水深が浅くなり、浚渫が必要となっており、事業の再開が必要です。

また、小野田港の開港については、取扱量等の問題がありますが、関係機関に開港指定を働きかける必要があります。

(1) 開港指定の推進

(2) 港湾施設の整備促進

(関連データ)

4 高度情報化への対応

(現状と課題)

情報化は、市民の生活利便性を向上させるだけでなく、インターネットを活用して自宅や小規模オフィスを拠点とした起業やネットビジネスの展開など地域に新たな発展の可能性をもたらすものです。

今後、本市では、山陽地区の有線放送事業などを含めて地域情報化推進計画を策定し、高度情報化の基盤整備を体系的に進めることが求められています。

また、デジタルデバイドの解消につとめ、通信と放送の融合など新しい動きにも対応していく必要があります。

(1) 地域情報基盤の整備

(2) 情報学習機会の充実

(関連データ)

5 国際交流・地域間交流の推進

(現状と課題)

国際交流や地域間交流は、多様な人々と出会い、異質な文化に触れることにより、知識や情報を得て新たな可能性の発見を生む機会として、また、豊かな人間性を育むうえからも重要となっています。

本市の地域間交流としては、平成8年、旧小野田市において埼玉県秩父市と姉妹都市提携を行いました。合併後、新市としての交流のあり方等検討していく必要があります。

国際交流では、平成4年、旧小野田市においてオーストラリア・レッドクリフ市と姉妹都市提携を行い、平成18年度、山陽小野田市として再提携を行いました。

また、国際化に対応した国際感覚豊かな人材の育成を図るため、中学生海外派遣事業を毎年実施していますが、今後、市民間の交流を深めるためには、市民の積極的な参加が必要となります。

財政状況が厳しい中、多額の費用を要する訪問は困難になっていますが、国内外において姉妹都市提携を継続するには、学生交流、スポーツ交流、文化交流などの定例イベントを行い、交流の根を絶やさない努力が必要です。

(1) 地域間交流の推進

(2) 国際交流の推進

(関連データ)

1 産・学・公連携による新産業の創出

(現状と課題)

本市は、かつて宇部テクノポリス圏域に指定されてきました。このテクノポリス構想は、大学等を誘致して研究開発機能を強化するとともに、半導体産業などハイテク型産業を誘致しようとするものでした。

ところが、1980年代後半になると、日本経済のグローバル化が進行し、半導体産業の立地も国内立地から海外立地に転換した結果、工場誘致が困難になり、多くのテクノポリス地域は開発目標を達成することができませんでした。

このため、1998年には「テクノポリス法」は廃止され、地域産業政策は、従来の誘致外来型発展から内発型発展へ転換を余儀なくされ、これまで地域内に蓄積されてきた技術、人材、研究機能などの地域産業資源を活用して新事業の創出を支援する「新事業創出促進法」が施行されました。

山口県では、新事業創出支援体制の中核的支援機関として(財)やまぐち産業振興財団が設立され、大学等からの技術移転に基づいた新規事業の創出を支援しています。

今後、本市でも中核的支援機関や山口東京理科大学の技術移転機関と連携を図りながら、産・学・公連携によって新規事業を創出できるような社会経済環境の整備を図り、多様な働く場の確保が求められます。

(1) 産・学・公連携の推進

(2) 新産業創出の仕組みづくり

(3) 資金支援の推進

(4) 経営指導等の推進

(関連データ)

2 労働環境の向上

(現状と課題)

近年の産業構造の変化、生産年齢人口の構造的な変化等に伴い、労働市場において年齢や職種による労働力需給のミスマッチが生じています。

このため、地元の若者はもとより、大都市からのU J Iターン者、雇用状況の厳しい高齢者や障害者、増加が著しい女性に対するきめ細かな雇用対策が必要になっています。

高度情報化、技術革新の進展など社会経済環境の変化や企業における職務の高度化・複合化に対応するには、新たな職業能力開発が求められています。

このため、公共職業能力開発機関である山口職業能力開発促進センターや山口県との連携を図り、能力開発セミナー、就業相談体制、技術講習などの充実が求められています。

中小企業の勤労者に対する労働環境や福利厚生は必ずしも十分とはいえません。

このため、中小企業の勤労者の豊かな勤労者生活を実現するため、労使の相互理解と協力のもと、女性の働きやすい環境整備として仕事と家庭の両立を支援する制度等の普及・定着を図るとともに、労働会館、勤労青少年ホームなどの勤労者福祉施設の充実が求められます。

(1)雇用の安定と確保

(2)職業能力開発の促進

(3)勤労者対策の充実

(関連データ)

1 工業の振興

(現状と課題)

本市では、現在、小野田・楠企業団地、東沖ファクトリーパーク、新山野井工業団地の3地区を中心に企業誘致を進めています。

これまで工場設置奨励条例の優遇制度の拡大とともに、企業誘致活動を推進してきました。

一方、本市の高速交通拠点はほぼ整備され、その拠点性が高まっています。

しかし、現況では企業誘致は容易でないのが実情です。

このことは、量産型工場が容易に海外移転が可能なグローバル競争の時代に、国内にとどまりこの地域で業務を行うには、工業団地などのハードな立地条件だけでは不十分なことを示しています。

アジア諸国・地域の製造業が急速に競争力を高めている現在、ビジネス上の重要な情報が得やすい、事業パートナーを見つけやすい、事業資金や人材を容易に調達できる、企業の技術革新に寄与する大学があるなど優れた事業環境が求められています。

今後の工業振興政策は、地域内に蓄積されてきた技術、人材、研究機能などの産業資源を活用し、企業の技術革新力を高められる優れた事業環境を形成するとともに、これらについて対外的に情報発信し、企業誘致を行うことが求められています。

また、工業用水の安定供給を図るため、老朽施設の整備と水源の確保が必要です。

(関連データ)

(1) 企業誘致の推進

(2) 既存企業の内発促進

(3) 工業振興支援の充実

(4) 経営指導等の推進

(5) 工業用水の確保

2 商業・サービス業の活性化

(現状と課題)

本市の商店数は、平成16年現在839店、従業者は4,781人、年間販売額は10,111千円です。

消費者ニーズの多様化、生活様式の変化、一段と進む車社会などにより商業を取り巻く環境は著しく変化し、また、大型商業施設の進出により既存の小売店や商店街の衰退が進んでいます。

現在、駅橋上化や南北自由通路を含めたJR小野田駅周辺地区の再開発、及び連絡道により南北一体を目指したJR厚狭駅周辺の再整備を中心に、既存商店街の再生が考えられています。

まちづくり三法(大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法)の見直しに伴い、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を既存市街地に集中させる傾向が強まります。

今後、本格的な少子高齢化、人口減少社会の到来に対応するため、既存商店街を核に、自宅から徒歩、自転車、公共交通機関などで行ける範囲に医・職・住・遊など日常生活の諸機能が集約されて「歩いて暮らせるまち」の形成が促進されることから、個性ある商業空間の整備が求められます。

(1) 既存商店街の再生

(2) 商業振興支援の充実

(関連データ)

3 農業の振興

(現状と課題)

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加や農村活力の低下など、多くの問題に直面し、大きな転換期を迎えています。

本市の農家就業人口は過去 10 年の間に 65%に、農業粗生産額は 70%まで減少しています。

地域農業の構築には基幹的な担い手への農地の利用集積などによる生産構造の再編とともに、定年退職等にもなう就農者や新規就農者の確保が急務となっています。

土地改良事業については、将来的にも優良農地として確保する地区を重点的に行うとともに、周辺部においては小規模な基盤整備を積極的に推進する必要があります。

また、老朽化した用水路や農業用ため池、堰、排水ポンプ等は防災的見地から整備計画を立て改修を進める必要があります。

今後は、食の安全や健全な食生活への関心の高まりの中で、地産地消システムの確立を図るとともに、農地の有する環境保全機能の増進を図る環境と調和した農業の推進が求められます。

畜産業は、高齢化と価格の低迷、後継者難により、酪農家が減少しており、担い手の確保が必要になっています。

中山間地域は、過疎化や高齢化が進む中、集落単位の活動を継続することが困難な地域もみられます。一方、豊かな地域資源を活用した都市・農山漁村交流の活発化や、団塊世代の退職期を迎え、新たな生活や活動の場として期待されています。

(関連データ)

(1) 農業の基盤整備

(2) 安定した農業生産の確保と担い手の育成

(3) 地産地消の推進

(4) 環境と調和した農業の推進と交流の促進

(5) 畜産業の振興

(6) 中山間地域の活性化

4 林業の振興

(現状と課題)

本市の林野面積は、平成 17 年現在、6,165ha で、林野面積の私有林が全体の 90%を占めています。林家数は、平成 17 年現在、65 戸となっています。

本市の林業は、林家 1 戸当たりの林野保有面積が零細であることや、山林施業者の高齢化、担い手不足等により間伐や枝打ちなどの保育施業が困難で、森林の荒廃が進んでいます。

このため、市民の環境問題への関心や自然指向の高まりの中で、森林の持つ多面的機能として防災・保水能力・保健休養などの役割を評価し、環境に調和した多様な森林づくりが求められます。

また、伐期にある山林も相当あることや間伐材の活用面から、木造住宅の建設促進等による建材等への需要拡大を図るとともに、担い手の確保が課題となっています。

今後は、都市型の森林組合としての方向付けを行い、林業の維持・振興を図っていく上で、椎茸等の特用林産物の生産振興を図る必要があります。

(1) 環境と調和した林業の育成と交流の促進

(2) 担い手の確保

(3) 林産物の生産振興

(関連データ)

5 水産業の振興

(現状と課題)

本市では、年々漁獲量が減少するとともに、漁家収入が減少するなどの理由により水産業の担い手は深刻な状態で、安定的な漁業生産の維持と後継者不足の解消が課題となっています。

アサリは、天敵であるナルトビエイの繁殖で激減し、商標登録されている「小野田アサリ」の保護を図るため、ナルトビエイの駆除を行うとともに、稚貝放流等の繁殖保護を実施し、資源回復を図る必要があります。

のり養殖は、水質汚染で業者が激減し、生産量も大きく減少しています。

漁船漁業によるカレイ、メバル、クルマエビ、ガザミなどの漁獲高は増加しており、今後、価格の安定、担い手の確保などが課題となっています。

今後は、漁港施設の整備により安全に係船できる施設を充実するとともに、漁港施設用地の有効利用を図って交流の場づくりを推進する必要があります。

また、漁獲量が見込まれる漁船漁業、種苗の育成や稚魚稚貝の放流などの栽培漁業の積極的な推進が必要となっています。

内水面漁業では、魚のすめるきれいな川づくりと漁を目的にアユ、ウナギ、モクズガニ等の稚魚放流等を行い、振興が求められています。

(1) 栽培漁業と資源管理の推進

(2) 担い手の育成

(3) 生産基盤の整備

(4) 交流の場づくり

(関連データ)

(5) 内水面漁業の振興

6 地場流通の推進

(現状と課題)

山陽小野田市地方卸売市場は、昭和 58 年 5 月の開設以来、地場野菜を中心とした特色のある卸売市場を目指してきました。

しかし、近年の消費の低迷から青果物の単価は安くなる傾向で、売上も低迷しています。

今後は、地産地消を推進する上でも、地場野菜の生産振興と集出荷体制の確立など、生産農家の育成・指導に取り組む必要があります。また、供給先の拡大を図るため、市内全域の小売業者に当市場の売買参加者となってもらうための条件整備が求められます。

水産物の市場流通では、水産業の振興や漁業協同組合との連携を図る中、取扱高・量の増大に努める必要があります。

(1) 地方卸売市場の充実

(2) 魚市場の充実

(関連データ)

7 観光・交流の振興

(現状と課題)

自由時間の増大、個人生活の重視などライフスタイルの変化に伴い、観光・交流に対する需要は、ますます高まっています。

本市では、小野田地区に江汐公園、きららビーチ焼野や竜王山公園オートキャンプ場、旧小野田セメントの産業遺産、一方、山陽地区には、物見山公園、梶～埴生間の海岸線の夕日や汐湯旅館、寝太郎堰など寝太郎伝説にまつわる場所や5つあるゴルフ場など観光・交流拠点があります。

交流人口の拡大にあたっては、対外的な情報発信基地であり、特産品の直売所ともなる「道の駅」を国道2号沿いに整備することが考えられます。

今後は、観光案内標識やトイレ、駐車場等の整備に加え、ホテル・旅館の若手経営者等の資質向上やボランティアガイドの養成など観光を支える人づくりを推進するほか、観光情報の提供機能を充実するなど、観光・交流客受入れ体制の整備を図ることが重要になります。

また、下関・長門・美祢・山陽小野田・宇部地区が連携して広域観光ルートを作成する必要になります。

(1) 観光・交流資源の整備・充実

(2) 情報発信・誘客体制の強化・充実

(3) 特産品等の振興

(関連データ)

1 幼児教育の充実

(現状と課題)

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、心身ともに健康で規律ある人間形成の基礎として、この時期に心の教育を推進することが極めて重要です。

また、義務教育の前段的な役割を担う場として、幼稚園は地域に強く定着しています。一方で、少子化の進行に伴い、園児数の確保を図ることが課題となっています。

(1) 幼児教育の振興

(関連データ)

2 義務教育の充実

(現状と課題)

市内の小・中学校の児童生徒数は、5,527名（平成18年5月現在）で、緩やかな減少傾向が続いています。このような少子化が進む中、学校教育は生涯学習の基礎を培う場であるという認識に立ち、確かな学力と豊かな心、たくましい体の育成を目指す教育を一層充実し、将来を担う子どもたちを育成していかなければなりません。

しかしながら、子どもたちの規範意識や自立心の低下、いじめや不登校、学力や体力等の問題は憂慮すべき状況にあります。さらに、人間関係の希薄化や都市化、核家族化、価値観の多様化などに伴う家族の姿や地域社会との結びつきの変化から子どもたちの社会性の問題が指摘されています。

これらの解決は学校だけでできるものではありません。各学校間の円滑な連携、学校の教育力の向上とともに、学校と地域、家庭が連携、協力して、それぞれが責任を自覚し、役割を果たしながら一体となって教育を進めることが大切です。

また、学校施設そのものは、子どもたちにとって優れた教育の場であると同時に、市民に開かれた多機能な地域の拠点施設であることが必要です。

そのためには、地域の拠点として開かれた学校づくりを進めるとともに、学校と地域、家庭で子どもたちが健やかに育つ特色ある学校、信頼される学校をつくることが課題です。

(関連データ)

(1) 教育環境の整備

(2) 教育内容・方法の充実

(3) 学校給食の充実

(4) 学校保健・体育の充実

(5) 学校安全教育の充実

(6) ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

3 高等学校・高等教育機関との連携・活用

(現状と課題)

現在では、中学校卒業者の大部分が高等学校へ進学しており、今や準義務教育化の傾向さえみせています。

市内には、県立普通高校、工業高校、私立学校がありますが、適正な入学定員数の確保や施設の整備等が課題となっています。

昭和 62 年に短期大学として開校し、その後、4 年制に改組転換された山口東京理科大学では、時代をリードする人材の養成、科学技術をもって地方の活性化と教育の充実に努めています。

今後、その持つ多くの資源を活用しながら、地域に開かれた大学となることが求められています。

(1) 高等学校との連携

(2) 高等教育機関との連携・活用

(関連データ)

1 社会教育の充実

(現状と課題)

本市には、社会教育施設として各小学校ごとに公民館があり、それぞれが地域住民による生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として活用されていますが、老朽化が進み、機能維持が課題となっています。

また、図書館は、生涯学習を進める上での読書センター、情報センターとして重要な役割を果たしていますが、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、図書館資料の一層の整備・充実を図るとともに、メディアの効果的な活用により利便性の向上を図る必要があります。

その他にも、きらら交流館やきららガラス未来館、青年の家などがあり、こうした施設や人材等の教育資源のさらなる活用が求められます。

今後の社会教育には、情報化、高度技術化、グローバル化などの時代変化、地域課題の多様化、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、施設・設備や学習プログラム、学習相談機能の充実が求められます。

(1) 推進体制の充実

(2) 社会教育施設の充実

(3) 社会教育活動の充実

(4) 学校・社会教育の連携

(関連データ)

2 青少年の健全育成

(現状と課題)

青少年の健全育成をめぐっては、少年犯罪の低年齢化、粗暴化とともに、引きこもりやニートなど新たな問題をはじめ、情報機器利用に伴う危険などが全国的に問題視されています。これは、子ども同士の人間関係の希薄化や家庭、地域における教育力の低下とも密接な関係があります。

家庭は、子供の情操や社会性を育む最も基礎的な場であり、すべての教育の原点です。しかし、核家族化、都市化、就業の不安定化など、家庭を取り巻く環境の変化の中で、家庭や家庭教育のあり方に様々な問題がみられます。

これらは、もはや個々の家庭だけの問題ではなく、社会全体で共に考えていくべき課題ともいえます。地域社会は、子どもたちが大人や様々な年齢の人々と交流しながら、社会体験、自然体験などを豊富に積み重ねる場として重要な役割を担っています。しかし、最近では、地域社会における帰属意識や人間関係の希薄化により、地域社会が青少年に対する教育機能を十分に果たせない現状があります。

本市では、青少年育成センターや青少年関係団体等の活動をベースに、団体相互のネットワーク化を図り、青少年健全育成の体制づくりを進めてきました。

今後は、より多くの市民が子どもや若者の生活や意識に関心を持ち、家庭、地域、学校をはじめ様々な人や機関が一層力を合わせて、青少年の健やかな育成を支援していくことが求められています。

(関連データ)

(1) 青少年健全育成事業の推進

(2) 家庭・地域の教育力の充実と連携

(3) 青少年相談と非行防止活動の推進

1 芸術文化の振興

(現状と課題)

地域における芸術文化の振興については、これらに接し活動する中で、市民自身が豊かな人生を過ごしていく契機となるだけでなく、地域づくりの基盤である人とのつながりを形成すること、また、豊かな創造性のある芸術文化の醸成と特色ある地域づくりにつながること等の意義があげられます。

本市には、文化会館をはじめ、市民館やきららガラス未来館などの文化施設があり、市民の文化活動の振興や豊かな感性の養成、新たな文化の創意を目的として多様な企画運営が行われています。

今後は、市民の幅広い活動を一層支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供や環境の整備など、様々な角度から文化振興を促進する必要があります。

(1) 芸術文化を育む環境づくり

(2) 芸術文化活動の推進

(関連データ)

2 スポーツ・レクリエーションの振興

(現状と課題)

スポーツや健康づくりへの関心は年々高まり、年齢や性別に関わらず、様々な活動を展開しています。生涯にわたる健康づくり、世代間交流、地域交流、青少年育成への貢献などスポーツ・レクリエーション活動への期待はますます高まりつつあります。

今後は、子どもから高齢者まで継続的な健康づくりを実現していけるよう、身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の確保、市民の適切なスポーツ・健康づくり活動に資する指導体制づくり、市民が主体的・継続的にスポーツ活動を推進するための体制づくりが求められます。

また、県立おのだサッカー交流公園を拠点として、サッカーを基本としたスポーツによるまちづくりを推進するとともに、施設の活用を図る必要があります。

(1) スポーツ施設の充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

(関連データ)

3 文化財の保護・活用

(現状と課題)

市内には、先人たちの生活の証である有形・無形の文化財が数多く残されています。

こうした文化遺産は、長い歴史の中で生まれ育ち、今日の世代まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、本市の歴史や伝統、文化などを正しく理解するうえで極めて重要なものです。

今後、新たな視点をもって文化財の価値を見つめながら、その保存継承に努める必要があります。さらに、市民の学習ニーズに応えるためにも、文化財をはじめとする地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりが重要です。

(1) 文化財の保護・継承

(2) 文化財の活用

(関連データ)

